

ダイビング事業者各位

静岡ダイビングセンター

事業者登録のご案内

静岡ダイビングセンターは、ダイビング事業及び関係団体の皆様に向けて、

業者間お取引先としての価格等で特別サービスをご提供しています。

尚、登録はご利用前にお済ませ頂きたいのご案内を致します。

お申し込みの際し、勝手ながら当社規定の下記「事業者基準」を設けています。

基準のご理解と申込書記載及びご提出のご協力をお願い申し上げます。

事業者登録のための「お取引先事業者基準」

① 事業所(店舗・法人会社・学校・団体等)が有る。

※代表者、引率者の個人情報とお名刺のご提出

② 有効な保険(業務補償する賠償責任保険・傷害保険)に加入している。

※ 加入証明書、加入内容証等の加入を証明書類のコピーのご提出

③ 指導団体に登録している DM・インストラクター引率者が管理する。

※ 登録者全員の C カード(情報面)のコピーをご提出

④ 当社所定の施設利用に関する「合意書」のご提出。

お手数ですが、上記①～④のご理解ご協力をお願い申し上げます。

◎ 同一会社の複数の事業所をご利用の場合、個々にご提出をお願いします。

◎ 登録している事業所から業務委託でご利用されるインストラクターは、登録者名簿に記載されていない場合、別途に新規登録が必要です。

静岡ダイビングセンター事業者登録書

事業所の名称	フリガナ				
ご住所	〒 —				
電話番号		FAX		Mail	
代表者様氏名		ご住所			
緊急連絡先	代表者	電話番号		携帯番号	
	責任者	電話番号		携帯番号	
	スタッフ	電話番号		携帯番号	
指導団体					
加入保険	保険会社		証券番号	保険期間	～
保険種類	<input type="checkbox"/> インストラクター賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 傷害保険 <input type="checkbox"/> 店舗総合・ショップ総合 <input type="checkbox"/> 事業者協同組合				

※支店・支社・支部については、個別にご登録をして下さい。

※保険について、有効期限が過ぎて新たな更新手続きが完了したら、新証券のコピーを提出してください。

※記載事項に変更が出た場合、速やかな訂正をお願いします。

登録者名簿

お名前	生年月日	団体	ランク	認定番号	勤務
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤
			<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> Inst.()		常勤・非常勤

※登録者全員のCカード情報面のコピーを添付してください。

※登録者が退社・契約解除・委託解除された場合、速やかにご一報を下さい。

※登録所記載に変更が出た場合、施設ご利用前までに訂正をして下さい。

※追加の登録者が出た場合、施設ご利用前までに追加記載してください。

合意書

登録事業所の_____（以下甲と記す）と、静浦ダイビングサービス（以下乙と記す）は、乙の管理する当該の施設及び海域の利用に関して、下記を理解し相互の確認をもって合意書を取り交わし署名するものである。

第1条 目的

この合意書は、乙が運営するダイビングサービスにおいて、甲が円滑に業務を行うため乙が甲のダイビングに必要なサービスを提供することを目的とする。

第2条 甲の義務と責任

- ① 甲は、乙が定める所定の事業者登録書を提出する義務がある。
- ② 甲は、利用する前に潜水計画書を提出し、記載に変更が出たときは潜水前に訂正する。
- ③ 甲は、甲及び甲のスタッフが管理する顧客及びスタッフについて、滞在中に於ける陸上及び水中を問わず全ての責任を負うものとする。
- ④ 甲は、乙に登録して引率する登録者の資格及び保険について、その有効期限と資格維持を確認する責任がある。
- ⑤ 甲は、乙の指示する安全対策について遵守する。

第3条 乙の義務と責任

- ① 乙は、甲の利用する清浄な充填タンクを契約価格で提供する責任が有る。
- ② 乙は、甲が利用する前に海況を判断し、速やかに情報を提供する責任が有る。
- ③ 乙は、甲が利用する施設について、常に適正な管理をする責任が有る。
- ④ 乙は、入場顧客に危険が及ぶ場合、速やかに安全な場所へ誘導する義務がある。
- ⑤ 乙は、甲に安全と快適な滞在を優先して提供する責任が有る。

第4条 マリンルールとマナー

- ① 甲と乙は、同一海域で共存する漁業及びマリンレジャー人達と友好的な関係を維持し、その関係を継続する責任が有る。
- ② 乙は、施設内にマリンルールとマナーを掲示する責任が有る。

第5条 その他

- ① 本合意書に定めのない事項、及び疑義が生じた場合は速やかに、甲と乙は協議する。
- ② 本合意を承認するため、甲乙は双方が署名し、各一通を保有する。

年 月 日

甲

乙

静浦ダイビングセンター
静岡県沼津市口野 1245-18
社長 山本 政則